



地域が元気に!
学校が元気に!

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

～地域とともにある学校づくりをめざして～



〈菜の花プロジェクト(倉吉市)〉

子どもたちは「地域の宝、地域の未来」「地域の子どもは地域で育てる」という思いを地域全体で共有し、学校・家庭・地域が互いに連携して、地域の未来を担う子どもたちの成長を見守り、支えていくことが大切です。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、保護者・地域住民等が「学校運営協議会」を通じて「地域でどのような子どもを育てるのか」という目標やビジョンを共有し、学校、教育委員会と責任を分かち合いながら当事者として学校運営に参画する仕組みです。

鳥取県教育委員会は、本県の強みの1つである「顔の見えるネットワーク」で絆を深め、学校や子どもたち、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールの推進に取り組んでいます。すでに、39校(H29.4現在)で導入されており、取り組んでいる学校においては、子どもを地域で育てようという意識が高まるとともに、地域との協働活動が盛んになり、学力向上・生徒指導の課題解決等においても成果が上がっています。

このパンフレットは、コミュニティ・スクールの仕組みや県内の実践事例・成果等を掲載していますので、地域や学校の特色、実情に応じた取組の参考にさせていただき、地域と学校の連携・協働が一層推進されることを願っています。

平成29年11月

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

子どもたちは地域の宝・地域の未来



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

定義

コミュニティ・スクールとは、
「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下地教行法)第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

学校運営協議会制度に関する法律(地教行法47条の6)が改正されました。(H29.3)

主な改正ポイント

学校運営協議会の設置が努力義務化に

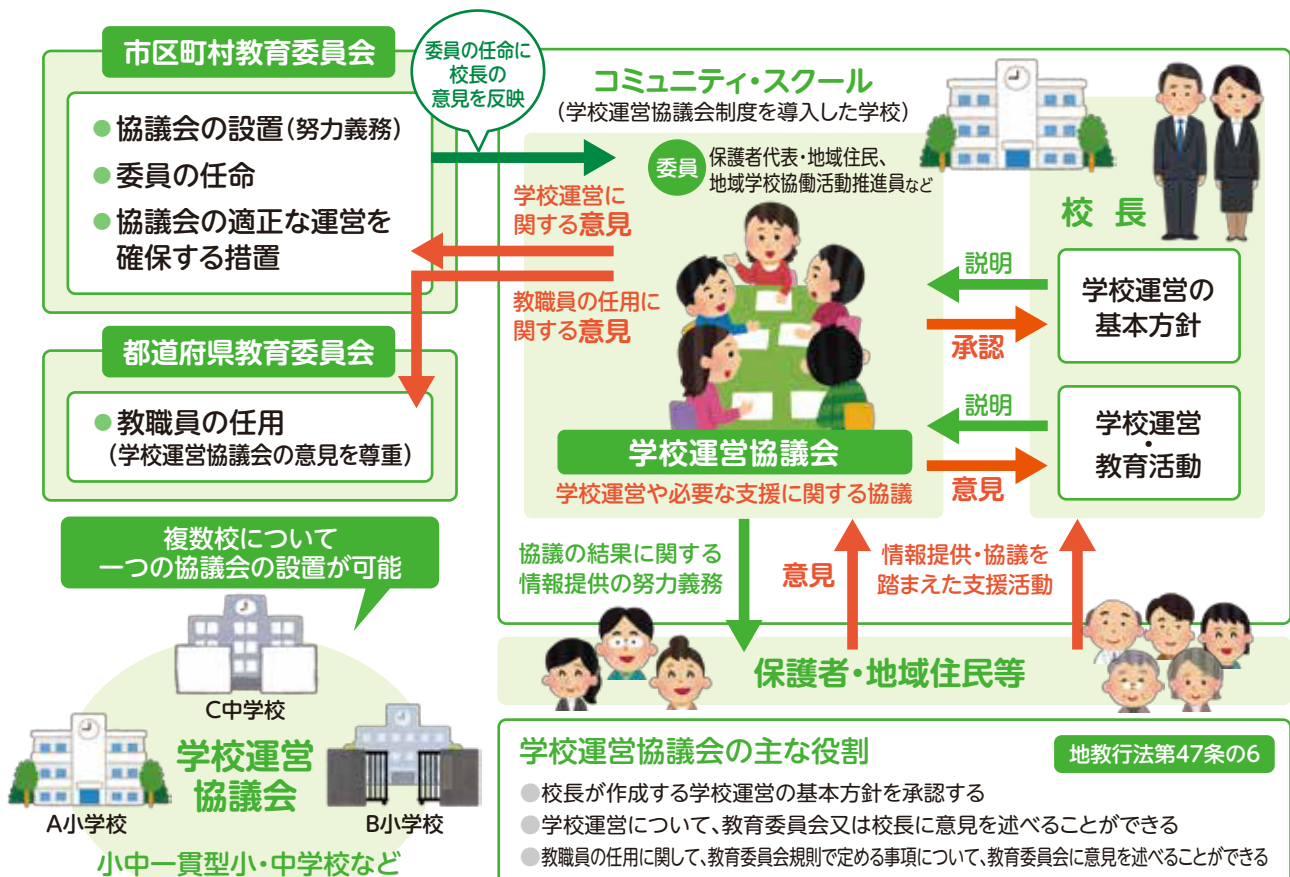
- 学校運営に必要な支援についても協議する
- 協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について教育委員会規則で定めることに
- 複数で一つの協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化

Q. 設置が努力義務化されて、何が変わるのですか？

A

努力義務化により、すべての自治体において、地域の実情に応じながら協議会の設置に向けて積極的に取組を進めていくこととなります。このため、より多くの学校において、地域との組織的・継続的な連携・協働体制が確立されていくこととなります。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み





複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子どもたちの教育環境を充実させるためには、**地域住民等の協力を得て、社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要**です。学校運営協議会が設置された学校では、学校や子どもたちの教育に対する保護者・地域住民等の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えています。また、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善にも大きな効果がみられます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のQ&A

Q. すでに地域連携がうまく行われていますが、学校運営協議会は必要ですか？

A

学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。また、社会総がかりで教育の実現を図るうえで、学校は地域と共に発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度なので、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、学校支援活動にとどまらず、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることができます。

Q. 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのでは？

A

多くの設置校では、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営・ビジョンを後押しする意見が述べられています。また、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見がそのまま出されるわけではありません。任命権者(都道府県・政令市)の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。さらに、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。

Q. 学校運営協議会委員を選出するときのポイントは？

A

実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校(校長)とともに行動できる委員を選定することが重要です。委員には、保護者や地域住民の他、学校や地域の実情に応じて、学識経験者、学校支援ボランティア関係者、地域の人々と広いネットワークをもつコーディネーターとしての役割を果たす方、当該校校長等が考えられます。

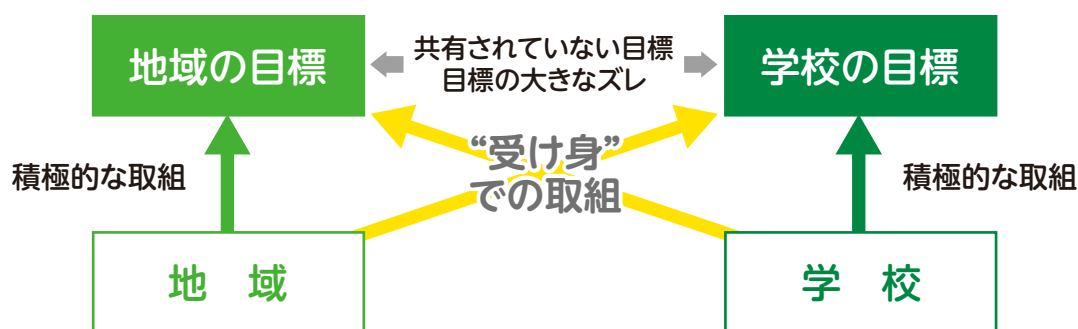
Q. 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのでは？

A

設置前後は、学校運営協議会に関する事務等が一時的に増えますが、複数の会議を統合するなどして、組織の精選や会議の回数を減少させることができます。また、学校運営協議会での協議を踏まえ、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少することになります。さらに、教職員が地域の様々なネットワークとつながり、顔が見える関係になることで、学校の現状や運営方針について理解が深まるなどの効果が現れています。



コミュニティ・スクールを導入するまでは…



地域と学校の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたから、やる」や「この前、手伝ってもらったから、やる」といった受け身の姿勢になってしまうことがあります。

→ これでは地域にとっても学校にとっても、直接的に自分たちのメリットとならないため、“負担感”や“やらされ感”があり、“不満”がたまる可能性があります。

✓ コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等も教育の当事者となることで、

- 近所で元気がない様子の子どもがいても、なかなか声をかけることができない。
- 近くの公園で子どもが騒いだり、ごみを散らかしたままにするので、学校に苦情の電話をかける。
- 小中一貫教育の実施方法やメリット・効果等について、保護者や地域住民に十分に伝わっていない。

✓ コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、

- 自分の経験を生かして、学校や子どもたちをサポートしたいが、迷惑にならないか。
- 地域の人々の思いや考えに触れる機会がなかなか得られない。
- 地域人材を活用した学習がどれもイベント的な取組になっている。

✓ コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、

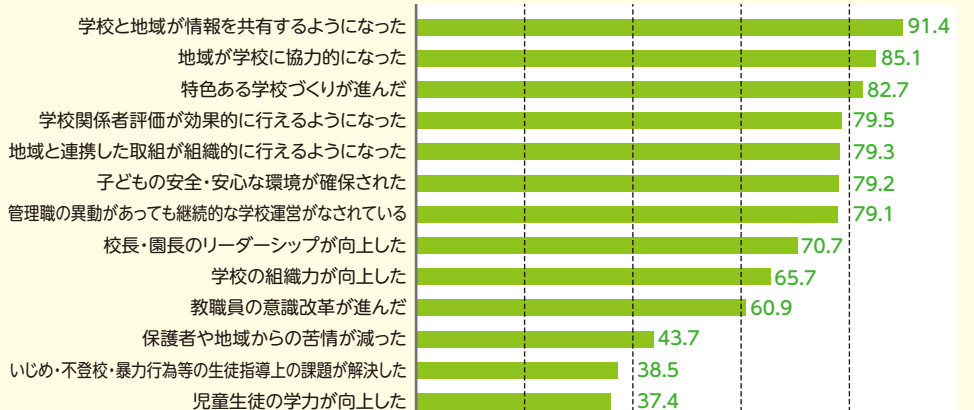
- 価値観の多様化により、学校の運営方針や諸課題について厳しい意見が多い。
- 保護者や地域住民から、様々な要望があり、その対応に追われてしまう。

✓ 他にも、こんな効果が期待されます。



成果

コミュニティ・スクールに取り組んでいる学校では、地域連携に関する成果のみならず、教職員の意識改革や、学力向上・生徒指導の課題解決においても、成果を認識しています。



コミュニティ・スクールを導入すると…



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子どもたちへの教育効果も大いに期待できます。

→ “地域と学校が一体” となって、“役割分担” をしながら、それぞれが“主体的” に取り組むので、お互いに“達成感” を味わうことができます。



責任感を持ち、積極的に子どもへの教育に携わることができるようになります。

- 地域住民等が子どもたちに積極的に声をかけたり、自ら指導したりする場面が増加します。
- 学校任せにするのではなく、地域住民等が学校と共に対処策を考えます。
- 地域ぐるみで考え、実践することで、地域の声を生かした9年間の小中一貫教育が実現します。

大人の自己有用感や生きがいにつながったり、子どもたちの学びや体験が充実したりします。

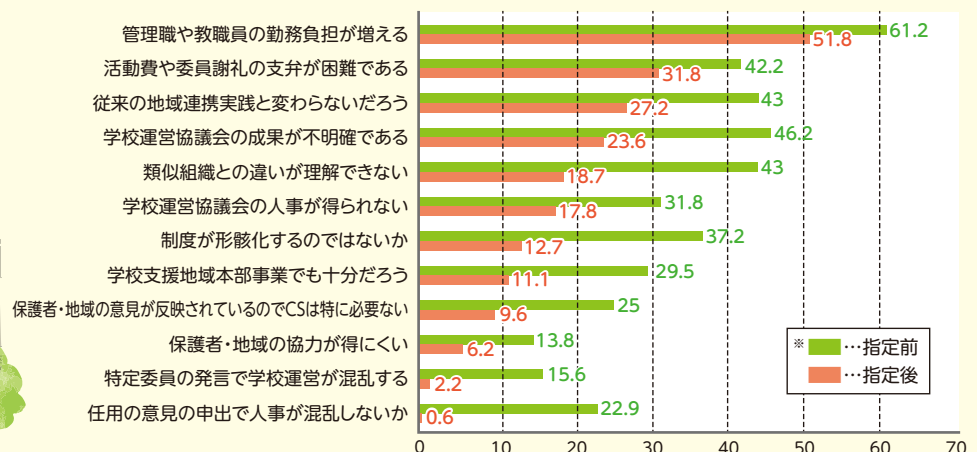
- 多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。
- 学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなります。
- 地域住民等の考えや地域の特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持ちます。

保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。

- 学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域が学校の応援団となります。
- 学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間の確保につながります。
- 大規模災害時等、緊急な対応が必要な場面においても、学校と地域が一体となり、迅速かつ組織的な対応ができます。

課題の解消

コミュニティ・スクールに取り組んでいる学校では、導入前にコミュニティ・スクールに対して課題と感じていたことが、解消されています。



学校と地域の人々が相互理解や信頼を深めるために

地域とともにある学校の運営において欠かせない3つの機能

熟議

協働

マネジメント

学校運営協議会は、学校と地域が、ビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となります。

熟議

具体的なプロセス

- ① 多くの当事者(保護者、教職員、地域住民等)が集まり、「学校や地域の課題」を共有し、
- ② そのことについて学習・「熟慮」し、「議論」することにより、
- ③ 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
- ④ それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
- ⑤ それぞれが納得して自分の役割を果たすようになる。



熟議のテーマ(例)

- 子どもたちがどう育ってほしいか
- 学校と地域が一緒にやれることは
- いじめを撲滅するには
- 下校時の安全をどう確保するか
- 学力を向上させるには
- 教育に地域の力をどう生かすか
- 学校と地域の合同運動会について
- あいさつ日本一の町を目指すために
- 地域に貢献できることは
- 郷土学習で何を伝えるか
- メディアとのつきあい方

目標やビジョンを共有

「熟議」の展開例

- ① オリエンテーション(5分)…なぜ、熟議開催に至ったか確認する。
- ② テーマに係る資料の共有(10分)…テーマについての知識・背景を共有する。
- ③ 熟議(前半)(20分)…自己紹介→付箋を用いて意見(思い)をたくさん出す。
- ④ 熟議(後半)(15分)…前半で出た意見について、方向性をもって話し合う。
- ⑤ グループごとの発表(5分)…各グループ1分程度でまとめ、全体で発表する。
- ⑥ 終わりのあいさつ(5分)…今後の話し合いの場をどこで持つか提案する。

「熟議」で提案されたプランを、課題解決に向けた具体的実践につないでいく

協働

熟議で共有したビジョンや目標体制に向けて、力を合わせて「子どもたちのため」に取り組みます。「できることから協働を始める」ことで、協働体制を構築していきましょう。



学校と地域の連携・協働を進める上で大切なこと

● 人の輪を広げる(ネットワーク)

一緒にやってみましょう! 楽しさを通して仲間を増やすことや、地域人材を学校教育につなげるコーディネート機能が大切です。ネットワークを持っている人とつながることが協働の近道になります。



● 協働する楽しさ・喜び・手応え(フィードバック)

関わる大人たちが、子どもたちの成長に対し、喜びを共有し、また自己の可能性に気づき、有用感を持つ体験が次の協働へつながります。



● パートナーシップ(イコールパートナー)

学校と地域はパートナーとして、一方的な押しつけでなく、双方向性を大切にしていきたいと思います。

桜植樹プロジェクト(鳥取市立桜ヶ丘中学校)

活動をより協働的内容へ(南部町取組より)

① 防災への取組

従来どおりの体験型防災訓練から地域振興協議会と連携し、「地域との話し合い、防災マップ作り」に取り組む。

③先輩に学ぶ

「まち未来科」*の4つの力をめざして取り組む。CS学習支援部が子ども・教師の要望を受け、町内から人選・依頼する。



防災マップ作り



苔玉作り

*「まち未来科」のめざす4つの力とは

- ①「ふるさと愛着力」
- ②「将来設計力」
- ③「社会参画力」
- ④「人間関係調整力」

② ふれあいデー

環境整備等貢献重視から地域の人との活動・交流取組をメインに取り組む。

子どもの希望に合わせ、CS地域交流部が受入先の交渉・協力をする。

④伝統芸能の伝承

小松谷盆踊り保存会の指導により着付け・盆踊り指導・ぞうり作りに取り組む。



ぞうり作り

⑤栽培・生産・体験活動

⑥学習環境の整備



マネジメント

協働の中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと**教職員全体がチームとして力を発揮**できるよう、学校と保護者・地域住民等を有機的に結び付け、共通の目標に向かって動き出す力や学校内に協働の文化を創り出す組織としての「**マネジメント**」力を強化していくことが大切です。

具体的な 取組

地域の力を学校に



米づくり
(鳥取市立美保南小学校)



本の修理
(倉吉市立上灘小学校)



そばづくり
(南部町立会見第二小学校)



釘の打ち方
(鳥取市立米里小学校)



菜の花プロジェクト
(倉吉市立高城小学校)

地域と学校が協力して



地域クリーン活動
(倉吉市立明倫小学校)



避難訓練
(伯耆町立岸本小学校)



東郷地区公民館 夏祭りへの参加
(鳥取市立東郷小学校)



地域と合同防災訓練
(倉吉市立小鴨小学校)



「大山日光清流まつり」への参加
(伯耆町立溝口中学校)

その他の取組

学習支援

- 地域文化伝承
- かけ算九九・音読を聞いてもらう
- 実習の支援

環境整備

- 校庭の草刈り・通学路整備

安心・安全

- 登下校見守り
- あいさつボランティア



鳥取県教育委員会事務局小中学校課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地 TEL 0857-26-7521 FAX 0857-26-8170

<http://www.pref.tottori.lg.jp/shouchuugakkouka/>

鳥取県 コミュニティ・スクール

検索